

(案)

新宿の拠点再整備検討委員会
設置要綱

(名称)

第1条 本委員会の名称は、「新宿の拠点再整備検討委員会」（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 東京都と新宿区は、長期的・広域的な視点から、2040年代に想定される社会変化の見込みを踏まえ、新宿の拠点づくりに取り組むこととし、目指すべき将来像とまちづくりの方向性を示す「新宿の新たなまちづくり」を策定した。その中で、新宿駅直近地区（以下「駅直近地区」という。）の再編を契機に、拠点性を活かした多様な機能の集積や交流空間の整備、歩行者の回遊性の向上を図ることとしている。

本委員会は、これらの実現に向けて、先行して再編が見込まれる駅直近地区の整備方針及び周辺地域との交流や回遊性の向上に資する都市基盤の整備方針を検討することを目的として設置する。

(検討範囲)

第3条 委員会の検討範囲は、駅直近地区及び駅直近地区に関連する地域とする。

(検討事項)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 都市基盤の整備方針に関すること
 - i) 駅施設
 - ii) 駅前広場・駅周辺街路
 - iii) 歩行者ネットワーク
 - iv) 駐車場・駐輪場 等
- (2) 空間・景観づくりの整備方針に関すること
 - i) 駅の顔（駅前広場、デッキ、駅前広場に面する建物）
 - ii) 建物 等
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第5条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会議は非公開とする。

4 会議資料及び議事録は、個人情報に関わる事項及び討議により知り得た重要事実（金融商品取引法の規定による）以外は原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

(検討部会)

第8条 委員会を円滑に運営するため、必要に応じて検討部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、新宿区都市計画部新宿駅周辺整備担当課、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課、都市づくり政策部開発企画課とする。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員及びその他出席者は、討議により知り得た重要事実（金融商品取引法の規定による）については、この委員会等の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 前項の重要事実については、その公表があるまでの間、委員会等の委員及びその他出席者はその情報を開示してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に変更の必要が生じたときは、委員会の了承を経て改正する。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

附則

この要綱は、平成29年6月28日より施行する。

附則

この要綱は、平成29年 月 日より施行する。

(別表1) 委員会名簿

職	区分	所属・役職等
会長	学識	日本大学 理工学部 教授 岸井隆幸
副会長		東京工業大学 環境・社会理工学院 教授 中井検裕
委員	行政	国土交通省 東京国道事務所長
〃		東京都 都市整備局 都市づくり政策部長
〃		東京都 都市整備局 都市基盤部長
〃		東京都 建設局 道路管理部長
〃		東京都 建設局 道路保全担当部長
〃		東京都 建設局 道路計画担当部長
〃		東京都 交通局 企画担当部長
〃		新宿区 都市計画部長
〃		新宿区 みどり土木部長
〃		渋谷区 都市整備部長
〃		鉄道事業者
〃	小田急電鉄株式会社 プロジェクト推進本部 新宿プロジェクト推進部長	
〃	東京地下鉄株式会社 事業開発本部 不動産事業部長	
〃	京王電鉄株式会社 開発事業本部 開発企画部 新宿再開発推進室長	
〃	西武鉄道株式会社 鉄道本部 計画管理部長	
オブザーバー	行政	国土交通省 都市局 都市計画課 施設計画調整官
〃		国土交通省 都市局 市街地整備課 拠点整備事業推進官
〃		国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路事業調整官
〃		警視庁 交通部 交通規制課 都市交通管理室長
(事務局)	新宿区 都市計画部 新宿駅周辺整備担当課 東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 東京都 都市整備局 都市づくり政策部 開発企画課	